

別表六（二十二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が令和3年改正前の措置法第42条の12の3第2項又は第3項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。
- 3 「翌期繰越額25」の各欄の外書には、措置法第42条の13第1項から第5項まで（法人税の額から控除される特

別控除額の特例）（別表六（六）「㉑」から「㉓」までの各欄に金額の記載がある場合にあつては、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される措置法第42条の13第1項から第5項まで）の規定の適用を受ける場合に、別表六(六)「7」又は別表六(六)付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、その金額を含めて計算します。